

## 京都市告示第179号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地を指定区域として指定しましたので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示します。

令和3年 6月10日

京都市長 門川大作

### 1 指定区域

京都市伏見区淀樋爪町463-1, 463-2の一部, 473-1, 483の一部, 499-1の一部, 500, 506-1の一部, 507-1, 511-2, 528-5, 528-7の一部, 532の一部, 547-1, 567-1, 572-1, 661, 663, 664の一部, 665, 666の一部, 668, 670, 671, 672, 673, 682, 683, 684, 687の一部, 689, 690

京都市伏見区淀水垂町77-1の一部

### 2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第1号

(環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課)